

# 浸水対策届出のご案内

作成 平成18年2月

浸水の恐れのある地域に地下室を  
設置する場合は、届出が必要です

平成18年2月27日から、「杉並区地下室の設置における浸水対策に関する指導要綱」により、浸水の恐れのある地域に地下室を設置する場合、建築主は、建築確認等の申請を行おうとする日までに、浸水対策届出書を区長に届け出ることが必要となりました。

## 届出の対象となる地域

### 浸水の恐れのある地域

※ 浸水の恐れのある地域は、当分の間、別図「東京都の神田川流域浸水予想区域図による地域、城南地区河川流域浸水予想区域図による地域及び平成17年9月4日集中豪雨浸水被害地域図による地域」に表示する地域で、窓口及び区のホームページ（2月15日から）でご覧いただけます。

## 届出の対象行為

### 地下室の設置

※ 地下室とは、要綱では、「建築物の周囲の地面若しくは道路面より低い位置に床を有する建築物、又は建築物の部分で、居室、収納等の用に供するものをいう。」と定義しています。

## 届出の内容

建築主は、地下室を設置する際、浸水被害の防止又は軽減するための浸水対策を講じる内容を届け出ます。浸水対策上の措置として、マウンドアップ（出入り口の床を道路からある程度高くする）、開口部の位置を高くする、防水板を設置する、排水口は逆流を防ぐ構造とするなどがありますが、設計者、工事施工者等と相談の上、浸水対策を講じてください。

## 届出の流れ



